

東京高裁で「会社分割の取消」判決 税理士の自衛策は報酬規程・契約書の整備

10 月27日に東京高等裁判所で、詐害行為取消権に基づく会社分割の取消等を認めた東京地方裁判所の判決を維持し、控訴を棄却する旨の判決(東京高判平22.10.27)が出た旨が報じられた。形式的には会社法上の書類を整えて手続を無事に進めたはずだったものの、その後、事後的に紛争が発生して

いる例がここへきて注目されている。ところが、この状況は現在まだ必ずしも広く知られていない、弁護士や税理士・公認会計士、司法書士を含めた専門家の間でも、情報ギャップがある段階。税理士向けの解説に至っては、現段階では希少である。

税理士にとって自衛のための訴訟対策とは何か。会社法務に詳しい山口

雄弁護士は「報酬規程や各種契約書の整備が急務」と指摘する。企業再編といった税理士としては非定型的業務の場合、特に案件処理段階ごとに手続を踏み、報酬の相当性について客観的証拠を確保しておく必要があるからだ。事前に報酬規程を作成し、個別案件受任時には内容を明確に定めた契約書を作成したほうがよいという。

山口氏によると、債務者(顧問先企業)やコンサルタントが主導して企業再編を進めようとする場合は「債務者や従業員との関係(協議等)にも配慮しているか」「最近の裁判例

は知っているか」「会社法務に詳しい弁護士に確認したか」等を確認したほうがよいという。これで適正な再編を担保し、後の否認訴訟・取消訴訟や税賠訴訟から守ることになる。「ごく最近の裁判例までは知らないが、会社法制定後はこれこれ以外の手続は必要なくなった」「今までこれで大丈夫だった。登記もできる」「債務超過会社の会社分割も会社法で認められたので取り消されることはない」「会社分割に詐害行為取消権の適用はない」のような回答が返って来た場合は検討を要すると、山口氏は指摘する。(12面に連記事)